

秋田県火災共済協同組合と秋田県商工共済協同組合は合併しました。

共済NEWS

vol.13



発行/共済ニュース編集室
〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
県商工会館内
TEL.018-864-3320
FAX.018-864-3335
発行日/2014年(H26)10月28日



(議長：湖東3町商工会 加藤会長)



(挨拶：村岡理事長)



(挨拶：県信用保証協会 岡崎常務理事)



(乾杯の挨拶：県信用組合 北林理事長)



(総代会全景)



(中締の挨拶：県農業機械商業(協) 白石理事長)

理事長あいさつ



秋田県火災共済協同組合
理事長

村岡 淑郎

共済ニュース発信にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

日ごろから、組合員の皆様には組合運営に格別のご協力・ご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、今年3月は消費税3%の引き上げ前の駆け込み需要や堅調な国内需要に支えられ回復基調の兆しを見せておりましたが、ここにきて消費税増税の反動で国内景気は横ばい状況となっており、先行きに慎重な判断を求められる経済環境になっております。

県内においても、日本経済と同様、車関連の電子部品が引続き順調に推移しているとはいえ、円安に支えられている部分が多く、今後の動向には慎重な対応を取っていかねばならない状況となっております。

平成25年度の組合の状況は、「4年連続した豪雪事故」に係る損害査定業務に特化した1年でした。また、共済金支払いに係る損害率の高さから「日火連共済掛金(再共済料)」が予想以上に高率となり、非常に厳しい組合運営を余儀なくされましたが、組合員のご協力を賜り、例年並みの実績数字を残せましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

平成25年度の決算概要を総括いたしますと、火災共済にあっては、豪雪の損害対応に追われ、契約促進活動に影響が出たことから、共済掛金が対前年比減という結果となりましたが、当期剰余金(税引後)として約3,176万円を計上し終了することとなりました。

この剰余金については、利益準備金に660万円・特

別積立金に800万円・組合目的積立金に450万円・『利用分量配当金』として共済掛金の3%の約1,260万円を当てる剰余金処分案を総代会に上程いたしました。また、ここ数年続いている自然災害に伴い、多大な共済金をお支払い致していることから、2%を従来通り共済掛金充当とし、1%を自己資本の充実を目的とした出資充当配当金に振り向けて頂く事を併せ総代会にて決議頂きました。組合員の皆様にも何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

一方、商工共済につきましては、ここ数年、最重要課題として取り組んでまいりましたハンドル共済、大型傷害共済の共済掛金の減少傾向に歯止めをかけることができ、重ねて、自動車共済での契約台数の増加による受託業務手数料の増収により、当期剰余金(税引後)は約598万円を計上いたしました。この剰余金については、全額内部留保金として、組合積立金とする剰余金処分案を総代会にて決議頂きました。

最後になりますが、平成26年4月1日からの中小企業等協同組合法の一部改正により、秋田県火災共済協同組合と秋田県商工共済協同組合が合併できることとなりました。組合はこの法律の改正を受け、今般開催した通常総代会に合併決議を上程し承認を頂きました。

その後、両組合の組合員に対しての通知や公告等所定の手続きを完了し、10月1日付で組合の合併登記が完了したことも併せて報告申し上げます。この合併により、事務効率の改善や組合員のニーズに沿った商品開発等が可能となり必ずや組合員各位とさらに一層の心を合わせた共済組合になりうると確信いたしておりますのでより一層のご協力と組合利用をご検討賜りますようお願い申し上げます。

組合を取巻く環境は厳しさを増してきておりますが、組合員各位と更に強固な信頼関係を構築し、組合員各位と共に歩む組合として更なる精進を重ねてまいりますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。一言あいさつに代えさせていただきます。

配当金還元のお知らせ

総代会の決議により、組合の「共済利用量による配当金の分配に関する規定」に基づいて、平成25年度にお払い込み頂いた共済掛金（長期契約の場合は、長期共済掛金÷契約年数）に対して3%（掛金充当2%・出資金充当1%）の配当金を還元いたします。

■配当金の還元方法

組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 2%（掛金充当）については、次回の契約更改（継続）時に共済掛金と相殺させていただきます。
2. 上記の掛金充当計算で出た端数（10円未満）及び1%（出資金充当）については出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

(B) 長期契約の方

1. 2%（掛金充当）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。
2. 上記の掛金充当計算で出た端数（10円未満）及び1%（出資金充当）については出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

非組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 2%（掛金充当）については、次回の契約更改（継続）時に共済掛金と相殺させていただきます。
2. 1%（出資金充当）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。

(B) 長期契約の方

1. 3%（掛金充当2%・出資金充当1%）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。

平成25年度業容

■火災共済・商工共済業績総括一覧

県商工共済（協）は県火災共済（協）の表裏一体団体として県火災共済（協）が取扱できない商品を取扱いをいたしております。また、組合法の絡みから、両組合は自立した組合として経理処理を行っておりますが、両共済の役員構成及び総代構成は同様になっておりますので、ここでは便宜的に羅列掲載いたしております。

(単位:千円)

区分	分類	火災共済(協)	商工共済(協)	合 計
組 合 員 数(人)		27,868	11,909	39,777
代 理 所 数		92	93	185
資 産 合 計(千円)		1,401,106	420,570	1,821,676
	うち流動資産	1,120,872	408,915	1,529,787
負 債 合 計(千円)		406,171	119,501	525,672
	うち責任準備金	324,111	48,707	372,818
正 味 資 産(千円)		994,935	301,070	1,296,005
	うち出 資 金	400,627	11,036	411,663
収入共済掛金(千円)		397,598	156,112	553,710
	内 共 済 掛 金 (A)	397,598	49,450	447,048
	受託業務手数料	—	106,662	106,662
支払共済金(千円)		450,009	8,031	458,040
事 業 費(千円)		181,598	123,117	304,715
	内 人 件 費	89,835	44,096	133,931
	物 件 費	32,038	12,488	44,526
	代理所手数料	59,725	62,711	122,436
	支 払 手 数 料	—	3,822	3,822
再 共 済 料(千円)		—	23,593	23,593
再 共 済 金(千円)		—	6,855	6,855
連合会共済掛金(千円)		230,629	—	230,629
連合会共済金(千円)		450,009	—	450,009
税引後当期剰余金(千円)		31,756	5,984	37,740

■代理所組織別実績一覧

組 織 別 代理所名	代理 所数	火 災 共 済										商 工 共 済							
		共済掛金	構成 比率	新 契 約				保 有 契 約				ハンドル共済	大型傷害共済		自動車共済 (受託業務)				
				件数	構成 比率	契 約 額	構成 比率	件数	構成 比率	契 約 額	構成 比率		保有	構成 比率	保有	構成 比率	保有	構成 比率	
商 工 会	21	198,116,221 ^円	49.8 [%]	9,536 ^件	57.5 [%]	121,411,292 ^円	43.9 [%]	10,141 ^件	51.6 [%]	136,769,746 ^円	37.0 [%]	21	1,262 ^件	55.2 [%]	1,025 ^件	80.4 [%]	4,188 ^件	40.0 [%]	
商工会議所	6	54,172,600	13.6	2,361	14.3	33,341,485	12.1	2,537	12.9	37,944,222	10.3	6	95	4.2	15	1.2	538	5.1	
金融機関	6	38,563,510	9.7	1,496	9.0	24,738,661	8.9	2,593	13.2	47,826,138	12.9	6	586	25.6	130	10.1	428	4.0	
協同組合	18	20,157,920	5.1	755	4.5	17,033,672	6.2	847	4.3	19,371,513	5.3	18	119	5.2	18	1.4	749	7.1	
その他機関	41	50,790,860	12.8	1,045	6.3	55,228,840	20.0	1,691	8.6	93,229,826	25.2	42	123	5.4	43	3.4	3,124	30.0	
事 務 局	－	35,796,780	9.0	1,401	8.4	24,694,043	8.9	1,826	9.4	34,499,980	9.3	－	100	4.4	44	3.5	1,445	13.8	
計	92	397,597,891	100	16,594	100	276,447,993	100	19,635	100	369,641,425	100	93	2,285	100	1,275	100	10,472	100	

■火災共済事故別支払件数及び支払共済金

(単位:円)

種類	火 災	爆発・破裂	落 雷	風・雹・雪災	物体の落下 飛来・衝突	水ぬれ	騒じょう・ 労働争議	盗 難	水 災	計
件 数	9	0	50	686	7	8	0	2	17	779
共済金	32,955,358	0	8,598,217	396,841,995	601,641	2,829,959	0	30,000	8,151,799	450,008,969

■自動車共済事故別支払件数及び支払共済金

(単位:円)

種類	対人賠償	自損事故	対物賠償	搭 乗 者	人身傷害	車 輜	臨時費用	その他費用	計
件 数	78	4	440	46	33	383	4	28	1,016
共済金	36,594,192	15,220,000	95,485,707	15,970,000	2,669,007	73,410,018	60,000	1,303,940	240,712,864

組合の平成25年度業績報告

■火災共済の部

組合運営の概要

組合員には・・・

- ① 平成24年度の共済掛金に対して総代会の承認後「利用分量配当金」を実施いたしました。
- ② 「24年度豪雪」・「25年度豪雪」等の被害者に対して迅速な支払を行いました。

代理所には・・・

- ① 代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。
- ② 新理事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。

組合では・・・

- ① 「豪雪対策本部」を設置して被災者に対して迅速な支払いを行いました。
- ② 代理所のご協力のもと、「増強運動」を展開いたしました。
- ③ 内部職員監査を行い職員のモラルの向上に努めました。

事業実績の総括

組合は「地元の共済」として、代理所や総代諸兄のご協力を頂き、共済契約件数16,594件（保有件数：19,635件）・共済契約額276,447,993千円（保有契約額：369,641,425千円）・共済掛金397,597,891円で終了いたしました。

最終的に当期剰余金（税引後）として31,755,630円の計上となりました。

剰余金の処分について

前期繰越剰余金1,243,763円を加えた32,999,393円が未処分剰余金となりましたので、利益準備金に6,600,000円・利用分量配当金に12,602,229円・組合40周年記念事業積立金に1,000,000円・総合共済対応積立金に2,000,000円・電算システム更新積立金に1,500,000円・特別積立金に8,000,000円を計上して次期繰越金を1,297,164円とした剰余金処分案が総代会で承認されました。

■商工共済の部

組合運営の概要

組合員には・・・

- ① 共済金支払の迅速化を進め組合員に利便を供しました。
- ② 組合員に「大型障害共済」を積極的に紹介しました。

代理所には・・・

- ① 代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。
- ② 新理事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。

組合では・・・

- ① 代理所のご協力のもと、「増強運動」を展開いたしました。
- ② 内部職員監査を行い職員のモラルの向上に努めました。

事業実績の総括

火災共済同様「地元の共済」として、代理所や総代諸兄のご協力を頂き、結果として元受共済の掛金は49,450,367円・受託事業の手数料収入は106,661,705円で終了いたしました。最終的に当期剰余金（税引後）として5,984,240円の計上となりました。

剰余金の処分案について

繰越剰余金884,094円を加えた6,868,334円が未処分利益となりましたので、特別積立金に5,000,000円・40周年記念事業積立金に500,000円・総合共済化対応積立金に1,000,000円を計上し次期繰越金を368,334円とした剰余金処分案が総代会で承認されました。

平成26年度事業計画について

(火災共済)

1. 事業方針

- ① 組合員の利便性の向上を目指して秋田県火災共済協同組合と秋田県商工共済協同組合は10月1日付の合併作業を進めます。
- ② 経営体質の強化を図って参ります。
- ③ 上部団体である全日本火災共済協同組合連合会とタイアップして「新商品開発」・「関係団体強化」をして参ります。
- ④ 「地域密着組合」として更なる精進を重ねて参ります。

2. 普及促進目標

新契約件数 18,000件 新契約額 2,800億円

(商工共済)

1. 事業方針

火災共済と同様の事業方針で参ります。

特に、元受共済である「大型共済」・「ハンドル共済」の増加を目標として「37年計画」の3年目として更に、元受共済の安定増加に務め組合の体質強化をはかります。

2. 普及促進目標

- ① ハンドル共済 3,500台
- ② 大型傷害共済 1,800口
- ③ 自動車共済 11,500台

組合の地区別担当者一覧

組合は、契約者へのアフターや事故対応のためにブロック毎に職員を貼り付けております。契約に係る相談や事故の際は代理所や職員にご連絡を下さい。

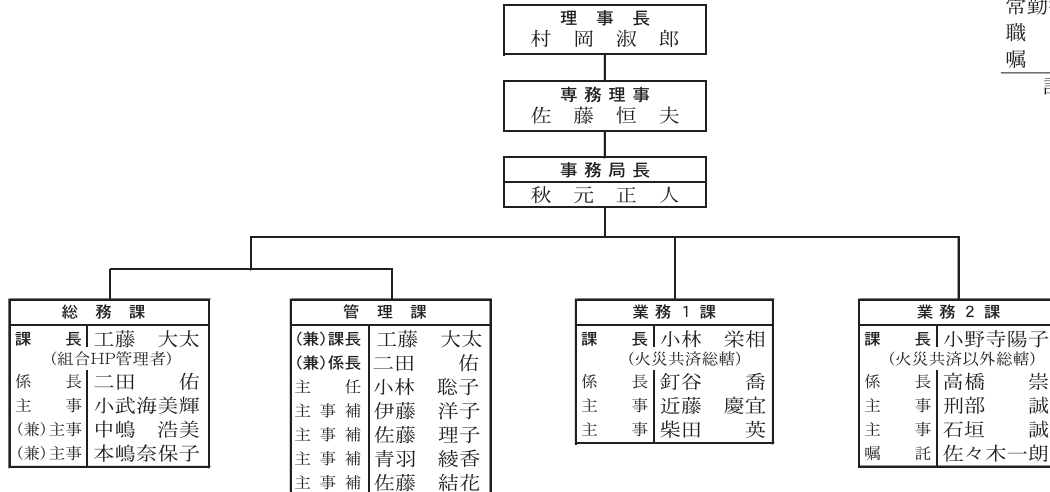


組合の代理所

組合の代理所(取扱所)は、県内に92(商工共済は93)代理所があります。詳細については組合のホームページ等でご確認下さい。

秋田県火災共済協同組合事務局機構図

平成26年10月1日現在
 常勤役員 1名
 職員 19名
 嘱託 1名
 計 21名



- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払は迅速です。必要な費用・・・香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに共済掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、共済掛金は全て損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことが出来ます。

補償内容(300万円コースの場合)

		基 本 補 償	
主 契 約	区分	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
	内容		
	死亡共済金(※)	300万円	死亡臨時費用共済金 30万円 270万円を限度として契約者が負担した実費
	後遺障害共済金(※) (後遺障害級別表による)	12～300万円	算定された額を限度として契約者が負担した実費
	入院共済金	一人あたり 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 (日額最高 18,000円 365日限度)	3日以上入院で一事故につき 入院臨時費用共済金 3万円 左記の合計入院日額から3万円を除いた金額を限度として、契約者が負担した実費
	特 約 補 償		
	車 両 事 故 共済金特約	1 共済期間内に1回 30,000円 (自車の損害額が30,000円以上の場合)	
	対物担保特約	1 共済期間内に1回 30,000円 (相手車の損害額が20,000円以上の場合)	

※事故の日から180日以内に死亡・後遺障害が生じたとき
 ◎対物担保特約は、基本掛金の他に特約補償掛金が必要となります。
 ◎ご照会は、組合事務局又は、最寄の代理所までお願いします。

事務局からのお知らせ

1. 中小企業等協同組合法の一部改正が行われ秋田県火災共済協同組合と秋田県商工共済協同組合は所定の手続きを完了し10月1日より秋田県火災共済協同組合としてすべての共済種目を取扱いしています。組合員各位には変更や報告の作業はございませんので今後もより一層のご指導頂きますようお願いいたします。
2. 平成18年5月施行の会社法の改正により、株式会社における株券の不発行制度が実施されております。当組合としても10月1日以降出資証券の不発行化を実施いたしております。但し、組合は配当金の絡みで年に1回出資残高を契約者に対して発行しており、これが、出資金残高証明に代えておりますし、組合員から要請ある時は常時出資金残高証明書を発行しておりますので、必要な場合には代理所又は組合までご連絡下さい。
3. 組合の合併に伴い、6階と7階に有った事務所を統合させ7階のレイアウトを若干変更いたしました。組合員各位にはご迷惑をおかけしてはりましたが今後は7階事務所で全ての業務を行わせて頂きます

4. 組合のホームページには職員が作成した企業情報や所感等を毎週追加しています。組合員の企業紹介や新商品紹介等にご利用頂ければと思います。ご一報頂ければ地区担当者が訪問させていただきます。どうぞ組合員様方の企業PRにご利用ください。
5. 組合の6階会議室を組合で利用しない時に時間貸をいたしております。20名程度の会議には最適かと思っております。ご希望ある時は組合総務課までご連絡ください。
6. 組合は平成26年度が終了しますと満39歳になります。組合創立40周年の記念行事等を検討するための委員会を理事会で承認後に立ち上げて参りたいと考えております。組合員諸兄のご協力をお願いいたします。

(専務理事：佐藤)

お問い合わせ

秋田県火災共済協同組合

秋田市旭北錦町1-47 TEL (018) 864-3320 FAX (018) 864-3335
 または、地元の商工会・商工会議所・金融機関(代理所)・主要協同組合へお申し出下さい。